

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月17日  
照会部署名 熱田年金事務所適用調査課  
照会担当者 (一般) 山本球代  
連絡先 [REDACTED]  
メール: [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 金本

(案件)

(受付番号) No. 2010-244	定時決定の取扱いについて
------------------------	--------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

給与体系変更に伴う算定基礎届時の標準報酬決定についてご教示ください。  
前提: 15日締め切り当月25日支払の事業所が4・5・6月支払のいずれかで、給与体系の変更を予定している。

1. 締切日変更を行う場合において、締切日変更月は月給金額を日割し支払基礎日数で給与計算することとなり、締切日変更月は通常月とは異なる支払金額となる。この場合の算定基礎届への記載方法及び標準報酬月額決定はどうに行うべきか。
2. 現状は基本給及び残業手当を15日締め切り当月25日支払で行っているが、残業手当のみを翌月払へ変更した場合。支払変更月は残業手当「0」となる。この場合の算定基礎届への記載方法及び標準報酬月額決定はどうに行うべきか。

現在事業所において1. 2. どちらの変更にするか検討段階であり、実際には等級変動を伴わない可能性もあるが、等級に変動を生じる場合は「通常受けるべき報酬以外の報酬を当該機関において受けた場合」として保険者算定を行うことは可能でしょうか。

〈照会に係る諸規程等の名称、条文番号等〉

昭和36年1月26日保発第4号通知・同日保発第7号通知  
昭和37年6月28日保発第71号通知

(回答)

1について

給与計算日の締日変更により、支払い基礎日数が当該締日変更のあった月の曆日を超える日数となった場合は、修正平均により定時決定を行うこととなる。また、支払基礎日数17日未満となった場合には、当該月は除外して保険者算定することになる。

(参考 疑義照会回答 2010-292、2010-391)

2について

給与計算日の締日変更により、本来受けるべき給与計算期間に基づく報酬を受けていない（事例の場合は、残業手当の支払いが本来の給与計算期間における実績がない）場合は、当該給与締日変更月を除いた報酬月額の実績に基づき保険者算定をすることが妥当である。

(参考 疑義照会回答 2010-308)

回答日 平成22年 9月27日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G  
回答作成者 田畠 奈津子  
連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上